

第I章 序 言

第1節 発掘調査の経過

A. 本書の目的

この発掘調査報告書は、宇治市槇島町藪場 29－4 他において（株）愛媛不動産 代表取締役 露内良廣氏が計画した集合住宅の建設に先立ち、宇治市教育委員会が平成 17 年度に実施した槇島城跡発掘調査の内容と成果を記録するものである。

B. 届出書の提出と協議経過

平成 17 年 10 月 13 日付で（株）愛媛不動産 代表取締役 露内良廣氏より、中世の集落遺跡である宇治市街遺跡に該当する槇島町藪場 29－4 他における開発行為に関して、文化財保護法第 57 条の 2 第 1 項の規定により届出があった。開発計画の概要は集合住宅の宅地造成及び道路建設しようとするもので、宅地部分については掘削が浅く、これまでの周辺の調査状況から遺構に達しないものと判断した。

当該地は、槇島城跡推定地であり、推定地のため遺構の埋没深度が不明であり今回の開発行為により半永久的に遺構が埋没すると考えられることから、遺構の詳細な状況を知る点からも発掘調査の必要性を考え、発掘調査対応として協議を行った。

C. 発掘調査の実施

発掘調査は、現地の工場の解体・撤収下の地に入ることとし、発掘終了後にはトレンチを埋め戻して明け渡すことを申し合わせた。

事前に地元町内会にも発掘調査する旨を町内会長通じて回覧して周知した。

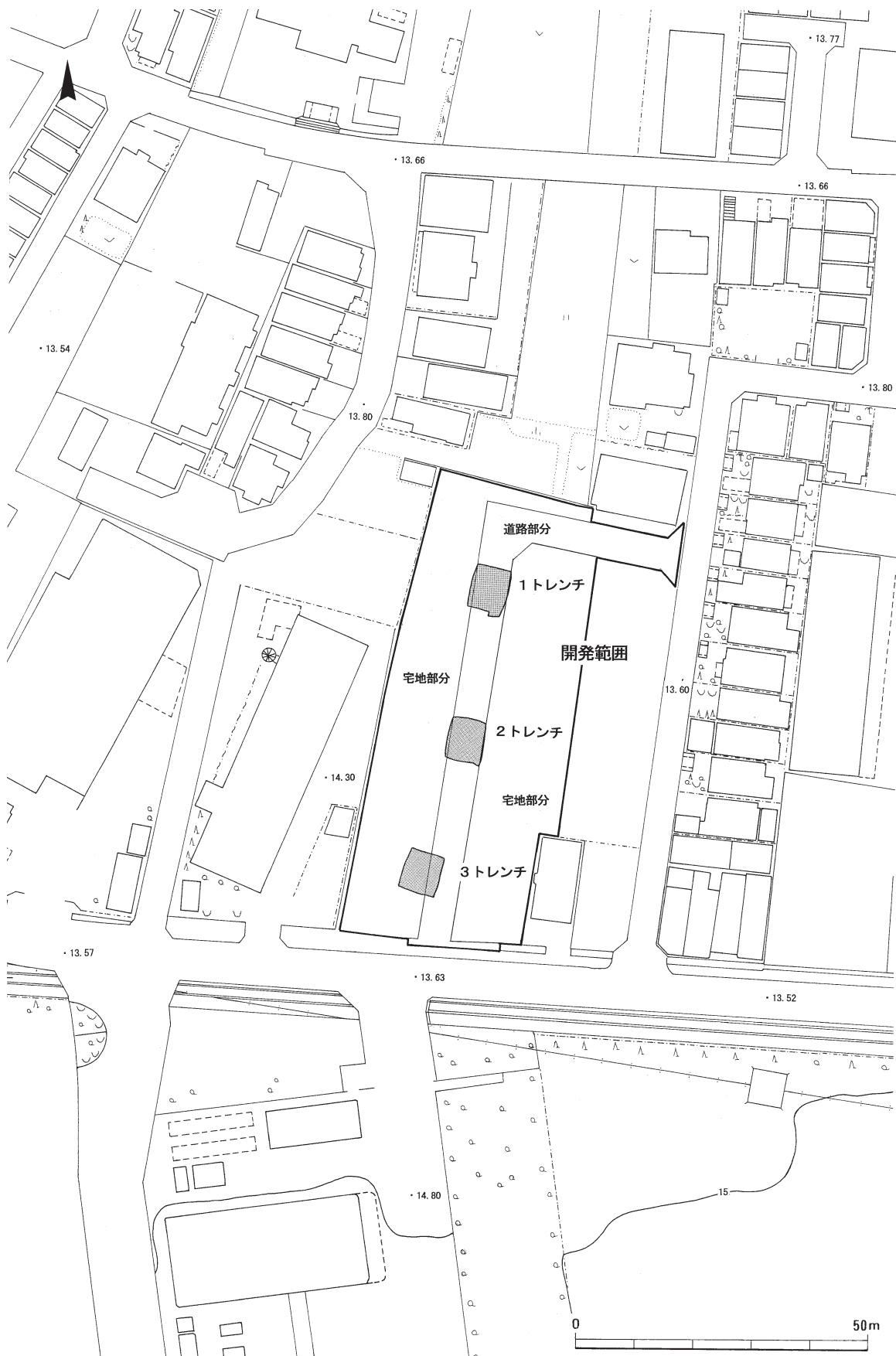
平成 17 年 12 月 13 日に現地の発掘調査に着手した。発掘調査面積については計画建物範囲の湧水が著しく調査実施が困難な状況であったため、実効面積は小規模で行わざるをえなかった。

調査は重機掘削中心で行った。表土層をとると茶褐色の土壌層がみられたが、耕作土と判断されたためさらに掘り進めた。その後茶褐色の土壌層がもう一枚現れ、この層も耕作土である可能性が考えられたため重機による掘削を進めた。遺構らしいものは検出されなかったもののさらに下層より遺物が検出されたため確認として重機による掘削を行った。

調査は、主に断面による確認となった。耕作層に関しては北端のトレンチで確認し、下面で鋤痕がみられたことから耕作層として認定した。これらの成果については、写真により記録をとり、トレンチ平面図及び断面については手ばかりによる測量を行った。また、必要と思われる土壌のサンプリングも数点採取した。



第1図 「槇島城跡」碑



第2図 発掘調査実施範囲

発掘調査の終了は12月20日をもって現地での発掘調査を終了した。

D. 発掘調査終了後の措置

発掘調査終了後は協議に基づき重機による埋め戻しで現状復旧し、開発者側と現地で引渡しの手続きを行った。遺構面は現地表面下約4mに存在することが確認され、今回の開発の掘削深度は保護層を確保できる深さであり、トレンチ外含め地下に保全された状態で遺構が残されることとなった。

第2節 発掘調査の方法

A. 発掘調査の実施主体

本件発掘調査は、(株)愛媛不動産 代表取締役 露内良廣氏の依頼に基づいて宇治市教育委員会が実施したものであり、宇治市歴史資料館が実務担当した。

B. 発掘作業の方法

現地の発掘調査については宇治市歴史資料館が直接担当し、発掘調査の土砂排除作業を発掘調査に必要な標準作業及び作業の運営管理全般を、競争入札で落札した専門業者に委託した。発掘作業は発掘担当職員の指示監督の下、委託業者が組織した作業長1名、作業員4名程の人員体制で行った。

C. 発掘調査体制

発掘調査の体制は下記のとおりである。

発掘調査主体者：宇治市教育委員会

発掘調査責任者：宇治市教育委員会 教育長 谷口道夫

専門指導：宇治市文化財保護委員会 委員長 上原真人（京都大学大学院教授）

発掘調査事務局：宇治市歴史資料館

歴史資料館館長 吉水利明

文化財保護係 係長 杉本 宏

歴史資料係 主事 久保 俊

発掘担当者：歴史資料館文化財保護係 主査 荒川 史

主事 浜中邦弘

嘱託職員 西田倫子

発掘参加者：久保千恵子

(協力者)

本発掘調査の実施にあたっては、次の方々からご協力・ご教示いただいた。記して感謝したい。

中川要之助（同志社大学）、鋤柄俊夫（同志社大学）、松田順一郎（鴻池新田会所管理室）、

福島克彦（大山崎町歴史資料館）、河角龍典（立命館大学）

順不同・敬称略。

第Ⅱ章 発掘調査の概要

今回の発掘調査では 面的な調査には至っていない。成果報告としては各トレンチの層位を主に説明をする。図版4に土層の状況を掲載した。

調査前の地形は、標高点の数値からいうと北に向かって若干低くなっているが、見かけはほぼ水平である。基本的には層序も1～3トレンチまでほぼ水平堆積でありほとんど変化は見られなかった。

まず、20cm程の表土を除去すると50cm程堆積した洪水層（2層）が検出された。この洪水層は昭和の洪水層と考えられる。この層を除去すると下から耕作土層（3・4層）が広がる。耕作土は30cm～40cm程であった。その下に約60cmの洪水層（5層）が堆積している。

この層には下の層（7層）のブロック塊を多く含む。このことは、下の層がかき回された直後に洪水で埋まったと考えられる。さらに下にも20cm程の耕作土層（8・9層）が続く。その後30cmの洪水層（10層）が見られ、また耕作土層（11層）が堆積していた。この層は残りが悪く、部分的にのみ残っていた。5層～11層の形成は、耕作地として利用していたところが洪水に流され埋まり、また普及して耕作地にすることの繰り返しであり、人々の土地利用の営みを顕著に示しているといえよう。それより下層（12層～22層）については自然堆積と考えられる。ただし、これら自然堆積も洪水などで短期間に埋まっている層（12層・22層）と細かい粒子が堆積し徐々に埋まっている層（13層～15層・16層～20層）を観察することができる。また、徐々に埋まっていったと考える層のなかには、炭化したように見受けられる層があり、放棄流路となったかまではこの調査区内ではさだかでないが、本流からはずれた場所になり植物が生えるような環境ができていたことが考えられる。

また、重機埋め戻しの際さらに下層の堆積状況を確認するため、重機による掘削を行ったが、22層の下60cm掘って旧宇治川と考えられる巨礫まじりの層を検出した。

最下層（22層）でようやく中世と思われる遺物が出土することや22層の下に旧宇治川の層が確認できたことから、中世以前にこの周辺は宇治川の主流が流れていたが、それ以降主流は他へ移り徐々に土がたまるような環境にあったが、近世～現代にかけては洪水で何度も復旧をよぎなくされるも、耕作地として利用されていた事が明らかとなった。

また、近世～現代にかけて3m近い堆積作用が働いており、人々の土地利用の苦勞がこの土層から見とれる。

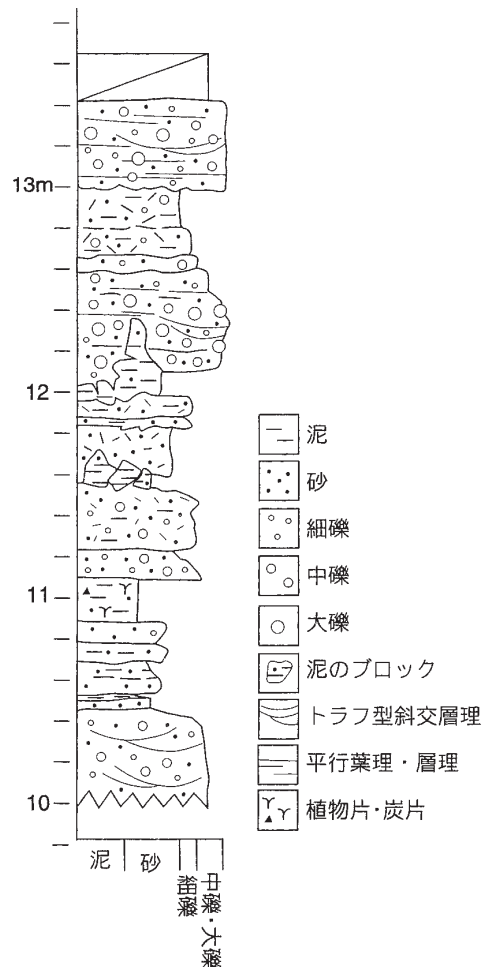
Ⅲ まとめ

以上、簡単ながら発掘調査の成果をまとめてきた。槇島城については今回の調査の目的でもあった調査区周辺に推定されているが、今回の調査から中世の段階で安定した地盤は認識されなかったことから、調査区周辺での存在は考えにくく、周辺の地形状況などから現在の推定地よりさらに北方に存在する可能性が考えられる。今後の綿密で地道な調査によって明らかになるものと期待する。

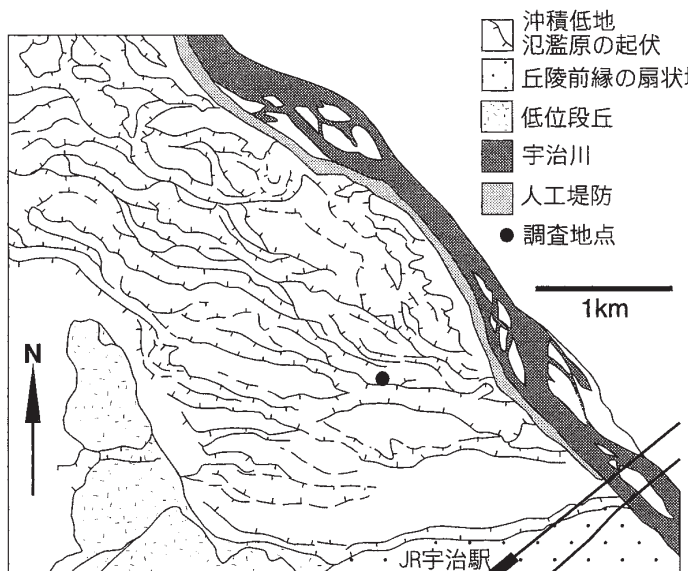
宇治川氾濫原の堆積物について

鴻池新田会所管理室 松田順一郎

2005年12月に槇島城推定地の南方約100mで行われた発掘調査では、標高約13.3mの地表下約3mまでトレンチが掘削され、中世から近代までの堆積物の累重を観察することができた。掘削された3つのトレンチのうち南端の3トレンチの柱状断面図を第3図に示す。砂礫の岩石種は、おもに砂岩、チャートとごくわずかな粘板岩、花こう岩類と岩脈岩で、それらの形状は亜円～円状である。累重の最下部には、極粗粒の中礫～中粒砂からなり、トラフ型斜交層理をなす厚さ40cm以上の砂礫層がみとめられる。その上位には砂質シルトを挟んで厚さ10cm前後の極粗粒～中粒砂層、植物片と炭片を含み、グライ化しているが有機物に富み葉理の不明瞭な砂質シルトがほぼ水平に累重する。この上には極粗粒の中礫～細粒砂からなり、級化成層する厚さ10数cmの砂礫層がみられ、それより上方には、厚さ約30cmで人為的擾乱を受けたシルト質砂礫、10数cm以下の厚さで、有機物にとみ細粒の砂がまじるシルトのブロック土層、厚さ約25cmの人為的に擾乱されたシルト質粗粒～中粒砂層、厚さ約4cmと約10cmの2枚の人為的に擾乱された細礫まじりの泥質砂層、厚さ20cmで有機物に富む砂質シルト層、さらにそれと同様の粒径組成の人為的に擾乱された堆積層が累重する。上部の2層は土取り坑と思われる東西に並列して伸びる帯状の凹部に挟まれた堤状の掘り残し部分にみとめられ、凹部にはそれらのブロック土が散布している。上記の堆積層は出土遺物から、16世紀から江戸時代にかけて累重したとされる。また擾乱堆積物はすべて水田・畑地の耕作土で、氾濫でもたらされた砂質堆積物と近傍あるいは下位で滞水条件下で堆積した泥質堆積物を混合して作られたと考えられる。標高12mより上位では、帯状の凹部を充填し埋没させて、厚さ60cmでおおむね級化し平行層理をなす小型の大礫以細の砂礫層、厚さ10～20cmで水平葉理と浅いトラフ型斜交葉理をなす砂礫層が載る。この砂礫層は、江戸時代の史料に、調査地付近の字名「藪場」が被災地として記載のある1765年(明和2年)の宇治川の破堤にともなう堆積物と推定される。標高12.6～12.9mには厚さ15～20cm、塊状でわずかに中流の中礫以細の礫



第3図 3トレンチの柱状断面図



第4図 宇治川左岸氾濫原中の起伏および調査地点の位置

がまじる砂質シルト層が2枚みられ、上位の層はより泥がちである。これらは、江戸時代から近代の水田耕作土であろう。この上位には、昭和時代の宇治川の破堤で堆積したといわれる厚さ約50cmで、平行層およびトラフ型斜交層理、部分的に塊状をなす小型の大礫～中粒砂からなる砂礫層が載り、それより上方20cmは盛土である。

以上の堆積物の累重から、16世紀後半以後、調査地とその周辺は砂礫と泥が交替して堆積する場所であったことがわかる。空中写真を判読すると、調査地の南に隣接あるいは調査地を含んだ、带状凹地が西北西に伸び、宇治川の旧流路のようだが、調

査地の砂礫層の厚さは数10cmを越えず、砂礫がまとまって分布する埋没流路はみとめられない。粗粒堆積物はやや隔たった上流側主流路から供給されたようで、流路縁での氾濫を示す堆積の特徴はとくにない。最下部の砂礫層の層厚、下底の形態は不明だが、少なくとも河川活動が長期的に続くことはなく、河流のない期間には耕作地が造成されたようである。

第4図で素描したように、宇治川左岸の氾濫原は平坦な沖積低地氾濫原とは異なり、砂礫州をつかって分岐し、2、3の流路が移動、変遷したことを示唆している。このことは、平等院付近の谷口から巨椋池東縁の低地にいたる地形と現河床(ただし築堤によって上昇している)の勾配、場所によっては小型の巨礫までを含む荷重の粗さからも了解できる。また、近世以前では変動が現在より著しかった宇治川の流出量もこの地形発達に影響したと思われる。空中写真で判読される古い流路のなかには氾濫時のみ機能したのも含まれるが、ある期間恒常的に流下していた流路も埋没しているはずである。調査地は砂礫州の南縁辺に位置し、より南側には比較的規模の大きな埋没流路が地表下3m以下に分布する可能性がある。調査目標の一つであった15、16世紀の榎島城関連の遺構はより北側のわずかでも高い砂礫州の中央部に分布するのであろう。

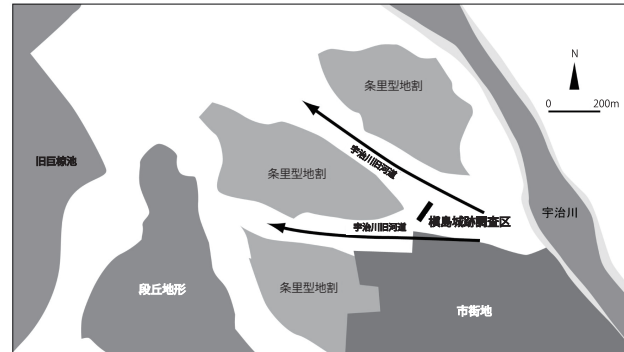
調査地の累重中で、近世初頭の宇治川築堤後に流入した砂礫がそれ以前にくらべより粗粒なのは、堤内の堆積が進み、河床の上昇とともに氾濫原との落差が増大するいっぽう、頻度に高い小規模な氾濫が回避され、より頻度の低い大規模な破堤氾濫時にのみ砂礫が堆積するようになったことが原因と思われる。

槇島城跡の立地環境と旧宇治川の廃絶時期について

立命館大学 河角龍典

A. はじめに

本報告の目的は、槇島城跡の地形環境と旧宇治川流路の廃絶時期について検討することにある。槇島城跡は、宇治川左岸から延びる旧河道上に立地する（第5図）。このことは、空中写真の判読によって、条里型地割が帯状に乱れていることから容易に特定できる。今回の槇島城跡の調査は、槇島城の立地環境の解明の他、旧宇治川の形成過程の解明においても重要な資料を提供する遺跡である。



第5図 宇治川左岸槇島城周辺の地形

ところで、旧宇治川の形成時期は、①旧宇治川（宇治川旧河道）が条里型地割を侵食していることから、条里型地割が施工された時代以降に河道が形成されたこと、②江戸時代の絵図や明治時代の地形図には現在の槇島城跡付近に河幅の広い河川は描画されていないことから、その廃絶時期はそれより前であることが判明している。このように槇島城付近を流れていた旧宇治川については、地質学的証拠、考古学的証拠に基づく地形形成年代の把握は行われていない。宇治川旧河道の形成時期および廃絶時期の詳細は特定されていないのである。

B. 研究方法

本報告では、トレンチ地質断面の層序・層相の記載を行い、数百年オーダーの地形発達史を構築した。地層の記載方法は、ジオアーケオロジーの手法に基づき、堆積物の粒度・色調に加えて、堆積物が土壌であるか碎屑物（洪水堆積物・河道堆積物）であるかも判別し、堆積ごとの地形発達史を構築した。なお、堆積物の年代決定は、出土遺物の編年による年代に従った。しかし、このトレンチにおいては、年代が特定できる遺物の出土が極めて少なく、11層および22層で出土した16世紀代の遺物で年代決定を行った。

C. 槇島城跡の層序と層相

第6図は、Cトレンチの地質断面図である。層相の記載については、第6図内に示した。Cトレンチの層序は、大きく2つのユニットに区部できる。

13層より下部のユニットⅡは、旧宇治川の河床堆積物である。このユニットは、主にシルト、砂、砂礫から構成される。このユニットにおいては、土壌層は認められない。11層の土壌層や22層の河床堆積物から16世紀代の遺物が出土していることから、下部のユニットⅡはおおむね16世紀代に形

成された河床堆積物である可能性が高い。

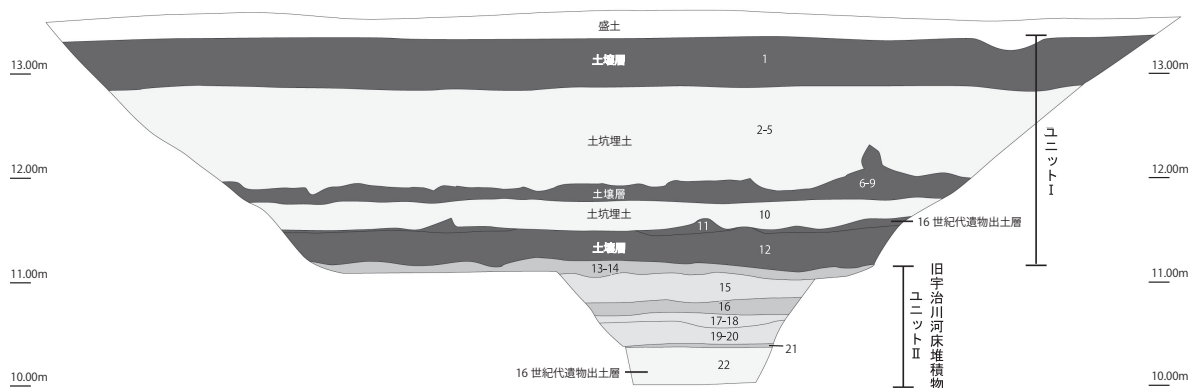
12層より上部のユニットIは、旧宇治川の旧河道の凹地部を埋積する洪水堆積物とそれが土壌化した堆積物である。12層より上層において土壌化が顕著となる。とりわけ土壌層6～9層や11層は砂質シルトから構成され、これらの土壌層は耕作に伴い形成されたものであると推測される。しかし、11層より上層は、土坑が数回にわたって掘削されているため、本来形成された地層の残存状況が悪く、土地利用に関連する遺構を検出は困難であった。2～5層や10層は、土坑に人為的に投入されや堆積物である。特に4層は、直径10cmを超える礫を含む砂礫から構成されている。この土坑は、いわゆる災害復旧土坑と同様の構造を持つ。こうしたことを考えると、洪水堆積物そのものは検出できなかったものの、宇治川本流の大規模な洪水が旧宇治川流路を到達していた可能性が高い。ユニットIの形成年代については、11層出土の16世紀代の遺物から16世紀より新しい時期に形成されたと考えられる。

D. 宇治川流路の廃絶時期とその要因

Cにおける地層の記載によると、旧宇治川の廃絶時期は、ユニットIの13・14層部分に相当するが、当該層位そのものの年代は不明である。年代が特定されている11層と22層の関係から考えると、旧宇治川の廃絶時期は16世紀代の可能性が高い。

このような河道の機能停止のプロセスには、①土砂の堆積に伴う河道自体の埋積（河道閉塞）による河道の移動、②自然的、人為的な原因による上流部での河道の移動、の主に2つのタイプが想定される。本調査区では、河道自体がそれを埋積する多量の洪水堆積物によって覆われていないことから、旧宇治川流路の廃絶要因は②自然的・人為的な原因による上流部における河道の移動である可能性が高い。

この流路機能停止の要因を知るための具体的な手がかりは、この調査区内で検出することはできなかったが、16世紀代に突然河道の機能が停止していることを考えると、宇治川の人為的な付け替えを想定することも可能である。より具体的には、豊臣秀吉の宇治川の改修とこの調査区で検出された旧流路の機能停止がかかわっている可能性も想定できる。ただし、このような関係を実証するためには、旧河道の堆積物の年代をより詳細に明らかにする必要がある。



第6図 榎島城跡Cトレンチ西壁地質断面図

E. おわりに

今回の調査によって明らかになったことは以下の通りである。最後に、今後の槇島城周辺の発掘調査を行うにあたっての地形環境史的課題を示す。

- 1) 槇島城跡は、旧宇治川の河道跡に立地する。
- 2) 旧宇治川の廃絶時期は 16 世紀代である可能性が高い。
- 3) 旧宇治川の河道は、本調査区より上流部における河道の移動によって廃絶した可能性が高い。
- 4) 河道の廃絶後、16 世紀以降に、旧河道部分において土地開発が開始した。
- 5) 16 世紀以降の土地開発以降、槇島城跡付近の旧河道では大規模な洪水に見舞われることがあった。

最後に、今後の槇島城周辺の発掘調査を行うにあたっての地形環境史的課題を示す。

- 1) 堆積物の年代決定：特に 16 世紀代の堆積物を詳細に区分することは、周辺地域の開発プロセスを解明するために重要である。
- 2) 宇治川本流と分流部の調査：より具体的に 16 世紀代の宇治川の河道変化を解明するためには、当該部分における発掘調査が不可欠である。
- 3) 旧宇治川の形成開始時期の特定：旧河道構成堆積物最下層の年代を特定する必要がある。また、旧河道周辺部の洪水堆積物の供給開始時期もその年代を知るための指標になる。

表1 槇島城関係年譜

西暦	年号	月日	事項	出典
文明元年	1469	10・26	成身院光宣が東軍に加わるため、興福寺衆徒・国民と山城国人を率い、槇島館に入る。	大乘院寺社雑事記
明応8年	1499	9・28	細川政元被官赤沢宗益が、畠山尚順方を攻撃し、御牧・水主城・槇島館を攻略する。	後法興院記
明応9年	1500	8・20	遊獵のためと称して槇島に入城していた細川政元が、畠山尚順の進攻の知らせを聞き、防戦のため摂津に入国する。	後慈眼院殿記
		10・1	政元が槇島城より帰京する。	後法興院記
文亀元年	1501	10・10	槇島城の赤沢宗益に、近衛政家が贈物をする。	後法興院記
文亀2年	1502	1・1	細川政元が槇島城で新年を迎え、上京して足利義高に年賀の挨拶を行ない、即日帰還する。	後法興院記
		2・9	政元が、宗益の仲介で不和となっていた義高を槇島城に招待し、鷹狩などを行なう。	後法興院記・大乘院日記目録
		4・13	政元が宗益とともに槇島城に逗留する。	大乘院寺社雑事記
		4・23	政元が政務を執らず槇島城に籠居していたため、義高が同城を訪れ慰撫し、ついで政元は二十五日に帰京する。	後法興院記・実隆公記・宣胤公記
文亀3年	1503	1・1	槇島在城の細川政元が上京し、年賀挨拶のため足利義澄（義高）を訪問する。	後法興院記
		2・26	義澄・政元が公卿・武将らを率いて槇島城に入り、能・鞠・連歌・鷹狩などを三日間催し遊興する。	後法興院記
		7・6	義澄が、槇島在城の政元の上京を促すため同城を訪れる。	後法興院記
		10・2	普門寺桂悟が、土倉沢村氏（通称細倉）に押領された寺領復帰を訴え、槇島在城の宗益を訪問する。	実隆公記紙背文書
		10・5	足利義澄が槇島城に細川政元を訪問し、重ねて上京を促す。政元は十七日に上京する。	後法興院記・実隆公記
永正元年	1504	3・9	細川政元が、摂津守護代薬師寺元一・弟長忠を派遣して槇島城の赤沢宗益を攻撃すると風聞され、宗益が同城を退去して大和国箸尾に向かう。	後法興院記・大乘院寺社雑事記
		9・18	薬師寺元一の反乱に加わったが、香西元長勢に槇島城で攻撃され、奈良鶴郷地蔵堂に退去する。	後法興院記
永正3年	1506	7・24	宗益が、大和国人討伐のため槇島城に入る。	実隆公記・多聞院日記
永正4年	1507	9・6	赤沢宗益養子長経と内堀次郎左衛門尉が槇島城に着き、ついで十日、大和国人攻撃のため相楽郡および奈良へ向かう。	多聞院日記
永正17年	1520	3・13	近江へ敗走した足利義植が、細川澄元勢の接近にともない、奉公衆真木島光基を槇島館に帰還させ、伏見庄百姓らに支援を命じる。	守光公記
元亀2年	1571	10・10	松永久秀が足利義昭勢と対立し、槇島城を攻める。	言継卿記
天正元年	1573	7・2	義昭が京都二条御所を退去し、南山城の土豪の援助を受けて槇島城に入る。	本願寺文書・小林文書
		7・3	義昭が織田信長と対立し、二条城から槇島城に移り挙兵する。	兼見卿記・御湯殿上日記
		7・16	信長勢が槇島城攻撃のため、五ヶ庄・宇治などに軍勢を派遣する。	兼見卿記
		7・18	信長勢が槇島城を攻撃し、義昭は息義尋を人質として講和を成立させ、久世郡枇杷庄に退く。その途次土一揆に出会い略奪される。ついで、信長勢が山城木津辺に進出し、義昭は河内津田を経て義継の若江城に逃れる。	兼見卿記・二条宴乗記・本願寺文書
			この年以前、義昭が京都の河原者に夫役を賦課し、槇島城を修築させたという。	兼見卿記
天正2年	1574	5・3	細川昭元にかわり、塙（原田）直政が山城守護として槇島城に入るという。	永禄以来年代記
天正3年	1575	7・26	原田直政が、興福寺明王院の被官大喜多亀介・兵庫介を、槇島城で殺害する。	多聞院日記
		12・18	原田直政が信長の命により、上林久重・久茂父子に対して、槇島城管轄内商人の交通・運輸ならびに宿泊統制の権限を与える。	京大上林文書
天正4年	1576	2・12	原田直政が石山本願寺一向一揆との合戦から槇島に帰城する。	多聞院日記
		5・3	槇島城主原田直政らが、石山の一向一揆と戦い敗死する。	多聞院日記
天正10年	1582	6・15	明智光秀方の槇島城主井戸良弘が、秀吉方の筒井順慶に城を明け渡して退去する。	多聞院日記
天正11年	1583	5・25	槇島城の浅野長吉が瀬田の山岡城に移り、その後、筒井順慶が入城して山城上三郡の支配を命じられると風聞する。	多聞院日記
天正12年	1584		この頃、一柳未安（直末）が、秀吉より上山城の支配を命じられ、一万石に加増のうえ、槇島城を付与されたという。	一柳家譜・一柳文書
慶長5年	1600	7・27	伏見城攻防のため、槇島に城ができたという。	義演准后日記